

証券コード 3482
2022年3月9日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目10番6号
ロードスターキャピタル株式会社
代表取締役社長 岩 野 達 志

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月30日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、体調にご留意ください。また同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://loadstarcapital.com>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年 1月 1日から )  
( 2021年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

2021年におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進んだ結果、同感染症の新規感染者数は8月下旬をピークに減少し、持ち直しの動きが見られました。一方で年明け以降は、新たな変異株の感染拡大が続いていることから、引き続き景気動向を注視する必要があります。また、海外においても同感染再拡大が続いているものの重症化率は低下傾向にあるとの報告もあるほか、米国におけるテーパリングなど引き続き経済動向に注意する必要があります。

当社グループが属する不動産及び不動産金融業界、特にB to Bのオフィス不動産マーケットにおきましては、同感染症の影響により空室率の上昇、賃料の下落傾向が見られます。三鬼商事(株)の最新オフィスビル市況(2021年12月時点)によれば、都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)の既存オフィスビルの空室率は6.33%であり、前年同月比1.84%上昇しました。また、同地区の2021年12月末時点の坪当たり平均賃料は20,596円と前年同月比6.38%の下落となりました。

一方、東京のオフィスビル売買市場は、国内金融機関の融資姿勢に大きな変化が見られないこと、東京は世界の主要都市と比較しても相対的に安定的で優位性を保っていると考えられることから、国内外の投資家や不動産会社及びファンドによる物件取得意欲が極めて高い状況が継続しております。

こうした環境の中、当社グループでは、コーポレートファンディング事業においては、当社保有物件の売却及び成長基盤となる物件の取得を進めました。

アセットマネジメント事業においては、受託資産の一部売却を実施したほか、都内大型オフィスビル2棟のアセットマネジメント業務を受託いたしました。本件受託は当社グループ最大規模となり、今後も積極的に案件の取得を進めることを予定しております。

不動産特化型クラウドファンディング事業においては、貸付型商品の組成が順調に進捗しました。また、エクイティ型商品の第1号案件について、投資対象不動産を信託財産とする信託受益権の売却を行いました。現状の試算結果によれば、当案件の出資者に対して、当初の想定投資利回り(IRR:内部収益率)である7.0%を大幅に上回る20%前後の利回りでの配当が見込まれております。なお、同事業に対する個人投資家の投資意欲は依然高いままであり、投資家会員数は25,779人となりました。

これらの活動の結果、売上高17,920百万円(前連結会計年度比5.5%増)、営業利益5,618百万円(同25.3%増)、経常利益5,327百万円(同27.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,465百万円(同28.3%増)となりました。

主要なサービス別の概況は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておらず、サービス別に区分して記載しております。

a. コーポレートファンディング事業

イ. 不動産投資事業

10物件を売却した結果、不動産投資売上は14,806百万円(前連結会計年度比1.6%増)となりました。

ロ. 不動産賃貸事業

10物件を売却しましたが、新たに大型物件2件を含む5物件を取得した結果、不動産賃貸売上は2,390百万円(同19.9%増)となりました。

b. アセットマネジメント事業

既存の受託資産の運用及び受託資産の一部売却を実施した結果、アセットマネジメント事業売上は232百万円(同283.9%増)となりました。なお、当連結会計期間末における受託資産残高(AUM)は約290億円であります。

c. クラウドファンディング事業

貸付型において、26件、7,600百万円の融資を実行しました。その結果、営業貸付金残高は6,270百万円(前連結会計年度末比11.1%増)となり、クラウドファンディング事業の売上は465百万円(前連結会計年度比35.6%増)となりました。

d. その他事業

仲介手数料売上等により25百万円(同161.4%増)となりました。

事業別売上高

| 事業区分                       | 第9期<br>(2020年12月期)<br>(前連結会計年度) |            | 第10期<br>(2021年12月期)<br>(当連結会計年度) |            | 前連結会計年度比<br>増減 |            |
|----------------------------|---------------------------------|------------|----------------------------------|------------|----------------|------------|
|                            | 金額<br>(百万円)                     | 構成比<br>(%) | 金額<br>(百万円)                      | 構成比<br>(%) | 金額<br>(百万円)    | 増減率<br>(%) |
| コーポレートファンディング<br>(不動産投資)事業 | 14,571                          | 85.8       | 14,806                           | 82.6       | 234            | 1.6        |
| コーポレートファンディング<br>(不動産賃貸)事業 | 1,993                           | 11.7       | 2,390                            | 13.3       | 396            | 19.9       |
| アセットマネジメント事業               | 60                              | 0.4        | 232                              | 1.3        | 171            | 283.9      |
| クラウドファンディング事業              | 343                             | 2.0        | 465                              | 2.6        | 122            | 35.6       |
| その他事業                      | 9                               | 0.1        | 25                               | 0.1        | 15             | 161.4      |
| 合計                         | 16,979                          | 100.0      | 17,920                           | 100.0      | 941            | 5.5        |

② 資金調達の状況

当社は、コーポレートファンディング事業の拡大による安定した収益の確保と保有資産の着実な成長による事業の安定化を図るために、市場環境に応じて効率的な財務戦略を立案し実行しております。当連結会計年度においては、物件の購入に充てるために11,200百万円の借入を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 7 期<br>(2018年12月期) | 第 8 期<br>(2019年12月期) | 第 9 期<br>(2020年12月期) | 第 10 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)           | 9,670                | 15,116               | 16,979               | 17,920                             |
| 経 常 利 益(百万円)         | 2,117                | 3,272                | 4,168                | 5,327                              |
| 親会社株主に<br>帰属する(百万円)  | 1,359                | 2,077                | 2,700                | 3,465                              |
| 当期純利益                |                      |                      |                      |                                    |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)   | 64.93                | 97.42                | 152.48               | 211.50                             |
| 総 資 産(百万円)           | 33,028               | 44,337               | 51,156               | 56,983                             |
| 純 資 産(百万円)           | 5,880                | 7,821                | 7,721                | 10,847                             |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円) | 277.03               | 364.69               | 469.92               | 656.46                             |

(注)2018年10月30日開催の取締役会決議により2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 7 期<br>(2018年12月期) | 第 8 期<br>(2019年12月期) | 第 9 期<br>(2020年12月期) | 第 10 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)           | 9,456                | 14,747               | 16,644               | 17,258                           |
| 経 常 利 益(百万円)         | 1,851                | 2,874                | 3,836                | 4,769                            |
| 当期純利益(百万円)           | 1,300                | 1,989                | 2,649                | 3,294                            |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)   | 62.10                | 93.33                | 149.59               | 201.04                           |
| 総 資 産(百万円)           | 27,485               | 37,986               | 44,665               | 46,691                           |
| 純 資 産(百万円)           | 5,792                | 7,645                | 7,494                | 10,333                           |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円) | 272.85               | 356.48               | 456.04               | 625.14                           |

(注)2018年10月30日開催の取締役会決議により2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                       |
|--------------------|-------|----------|-------------------------------|
| ロードスターファンディング株式会社  | 25百万円 | 100.0%   | 貸金業                           |
| ロードスターインベストメンツ株式会社 | 50百万円 | 100.0%   | アセットマネジメント事業<br>クラウドファンディング事業 |

(注)2021年8月1日付で、当社のアセットマネジメント事業及びクラウドファンディング事業を、当社完全子会社であるロードスターインベストメンツ株式会社へ会社分割（吸収分割）により承継しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが現在対処すべき課題は、以下のとおりであります。

#### ① 経営基盤となるコーポレートファンディング事業の持続的な成長

##### a. 安定的な経営基盤の確立

当社は、不動産賃貸から得られる利益で会社固定費を賄うべく保有不動産残高を増加させることにより、安定的な経営基盤の確立を目指しております。また、新規取得と合わせて適度に物件を入れ替えることで、投資ノウハウを社内に蓄積し、案件ごとの利益率の向上を図るとともに、事業成長促進を意識した投資ポートフォリオの運用を行ってまいります。現在の物件取得環境は、例年に比べると難しい判断を迫られる状況ではありますが、当社の強みである不動産の目利き力と独自のネットワーク、スピーディーな意思決定により当社の基準に合致する物件を取得し、かつ物件規模を徐々に大きくしていく方針であります。

##### b. 仕入体制の強化・維持

当社の主な投資領域である東京23区に限られた範囲であることから、他社との競争の中でいかに早く情報収集を行い、スピーディーに対応できるかが重要と考えております。当社には、過去に数十から数百の物件の取得・管理・売却の経験を有するメンバーが在籍しており

デューデリジェンスから取得の意思決定までを迅速に行うことで対応しており、また、引き続き、優秀な人材の獲得や業務にかかる知識と経験、投資ノウハウの蓄積等によって、仕入体制の強化に努めてまいります。

c. 付加価値の向上

不動産市場においては、適切な管理運営がなされていないために割安となっている物件があります。当社ではそうした物件を取得し、物件そのものの価値を高めるための改修工事、適切なリーシング(空室のある物件に対してテナントを誘致することや周辺賃料に比した適正賃料への契約改定)を行うことによる稼働率及び収益率の向上、並びに管理コストの低減等に努めることで、物件の付加価値を高めてまいります。

② アセットマネジメント事業の強化

日本の不動産に興味を持っている海外投資家は多数いるものの、海外向けに不動産情報の提供サービスを行っているのは主に大手不動産会社であり、各社の窓口も比較的少ないことから需要に供給が追いついていない状況であります。当社は、海外の投資ファンドや外資系アセットマネジメント会社に勤務経験を有するメンバーを多数擁しており、海外投資家への不動産関連サービスに強みがあるため、今後も引き続き海外投資家や、海外投資家とのネットワークを多く抱える会社を取引先として、収益獲得を目指してまいります。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえ、旺盛な需要をもつ国内投資家へのアプローチも強化しております。

③ 不動産投資市場の個人投資家への開放を目的とした事業

当社グループは、「不動産とテクノロジーの融合が未来のマーケットを切り開く」というミッションを掲げ、不動産投資市場をITの力で個人投資家に開放していくことに取り組んでおり、具体的には、クラウドファンディングサービスを提供しております。

現在の不動産投資市場において、個人投資家の主な投資選択肢としては、J-REIT若しくは不動産への直接投資が挙げられますが、それぞれ投資方法や利回りに一長一短があります。当社グループは、これらとは異なる投資方法として、貸付型クラウドファンディング商品及びエクイティ型クラウドファンディング商品を提供し、新たな投資領域の開発を試みております。

クラウドファンディング事業の対処すべき課題としては、案件組成数の増加、及び投資家会員数と投資金額の拡大が挙げられます。これらの課題を解決するため、営業人員を増加するとともにSFA(セールス・フォース・オートメーション)等の導入といったDX(デジタルトランスフォー

メーション)を推進し、案件組成数の増加を図っております。また、案件組成数の増加と合わせて、システムの増強、サイトリニューアル等を通じUI/UX(ユーザーインターフェース/ユーザーエクスペリエンス)の向上に努めることで、投資家会員の投資金額拡大を企図しております。さらに、投資家会員数の拡大を図るため、メディアへの露出やセミナーの実施を通じて、クラウドファンディング市場と当社のクラウドファンディング事業のプラットフォームである『OwnersBook』の認知度の向上に力を入れております。

クラウドファンディング事業は、新しいビジネスモデルであることから、法制度や経済環境など時勢に合ったビジネスモデルを創出・採用することが重要と考えております。そのため、同事業のビジネスモデルについては、定期的に検討しております。また、競合他社が引き起こした不祥事により、クラウドファンディング業界全体のイメージが悪化した場合や、当社グループにとって不利益な法規制の改正がなされることにより、クラウドファンディング事業の推進に影響が生じる可能性があります。かかる課題を解決すべく、業界不祥事等に関しては広報・取締役会とも協議しながら対応を図り、法改正については社内において内容をキャッチアップしながら、対応を図ってまいります。

#### ④ 人材の確保・育成について

当社グループの持続的な発展のためには、優秀な人材の確保が必要であります。このため、優秀な人材の採用を強化することはもちろんのこと、優秀な人材の流出を防ぐために、風通しの良い社風の醸成、より個々人が成長できる職場環境の提供等に努めてまいります。また、DE&I<sup>※</sup>の推進に向け社内規則・規程を改定し、従業員等がしなやかに活躍できる環境を整えることに努めております。

※ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン。人材の「多様性(ダイバーシティ)」と「包括性(インクルージョン)」を表す「D&I」に、「公平性(エクイティ)」を付加した概念のことをいいます。



⑤ 内部管理体制の強化について

当社グループは、これからも急速な事業成長を見込んでおり、求められる機能も拡大しております。今後も、各部門でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用活動を継続するとともに、さらなる内部管理体制の強化を図ることで、コーポレートガバナンスの充実により一層努めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の流行が今後継続することにより、世界経済又は日本経済が大幅に景気後退する可能性があります。当社グループは、資金の借入期間の長期化を図っており、日頃より現預金と保有不動産ポートフォリオの適切なマネジメントを行っておりますが、コロナ関連融資の動向により金融機関からの融資も不安定になる可能性があることから、継続して注視してまいります。また、同感染症の流行により、当社主力市場である東京における働き方の変革がオフィス需要の構造的な変化を引き起こす可能性があり、引き続きマーケットの状況を注視してまいります。

⑦ SDGsへの貢献

SDGsへの貢献に取り組むため、当社グループでは、2021年より「SDGs推進委員会」を設置し、役職員が意欲的に働き成長できる環境の整備を行いつつ、グループ全体として取り組むべき社会課題を明確にしております。また、SDGsへの取組の一環として、当社が保有する一定の不動産については、電力源を再生エネルギー由来の電源に切り替え、CO2排出量の削減に努めております。

(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

| 事業区分            | 事業内容                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| コーポレートファンディング事業 | 東京23区を中心とした中規模オフィスビル等の不動産売買、賃貸、管理                                                   |
| アセットマネジメント事業    | 機関投資家を対象とした投資用不動産の取得・保有時の管理・売却に至るまでの戦略策定に関するアドバイス及び投資用不動産の運用                        |
| クラウドファンディング事業   | クラウドファンディングを通じた一般投資家からの出資の募集、出資された金銭による不動産を取得する特別目的会社への出資、または不動産を担保とした法人への貸付、及びその管理 |
| その他事業           | 不動産仲介及びコンサルティング等                                                                    |

(6) 主要な営業所(2021年12月31日現在)

① 当社

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都中央区 |
|---|---|--------|

② 子会社

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| ロードスターファンディング<br>株 式 会 社  | 東京都中央区 |
| ロードスターインベストメンツ<br>株 式 会 社 | 東京都中央区 |

(7) 使用人の状況(2021年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 52(6)名 | 1(-)名減    | 43.2歳 | 3.4年   |

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2021年12月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額     |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 10,987百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 7,510     |
| 西 武 信 用 金 庫         | 3,740     |
| 朝 日 信 用 金 庫         | 2,781     |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行     | 2,692     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況(2021年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 21,444,000株 |
| ③ 株主数      | 6,934名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株主名                    | 持株数     | 持株比率  |
|------------------------|---------|-------|
| 岩野達志                   | 3,360千株 | 20.4% |
| RENREN LIANHE HOLDINGS | 2,540   | 15.4  |
| キャピタルジェネレーション株式会社      | 1,100   | 6.6   |
| 森田泰弘                   | 854     | 5.1   |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 596     | 3.6   |
| 久保直之                   | 288     | 1.7   |
| 成田洋                    | 248     | 1.5   |
| 野村証券株式会社               | 173     | 1.0   |
| 楽天証券株式会社               | 168     | 1.0   |
| 佐藤由紀子                  | 160     | 0.9   |

- (注) 1. 当社は自己株式を5,016,130株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

2022年1月12日開催の取締役会において、割安と考える水準で推移している当社の株価動向と当社の財務状況等を総合的に勘案して自己株式の取得を決議しております。詳細につきましては、連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                              |                                            |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 新株予約権の名称               |                   | 第2回新株予約権                                     | 第4回新株予約権                                   |
| 発行決議日                  |                   | 2016年12月27日                                  | 2018年3月9日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 8個                                           | 6個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 32,000株<br>(新株予約権1個につき4,000株)           | 普通株式 12,000株<br>(新株予約権1個につき2,000株)         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | -                                            | 新株予約権1個当たり<br>7,831円                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>1,852,000円<br>(1株当たり463円)      | 新株予約権1個当たり<br>2,456,000円<br>(1株当たり1,228円)  |
| 権利行使期間                 |                   | 2018年12月28日から<br>2026年12月27日まで               | 2021年4月1日から<br>2025年3月31日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注)1                                         | (注)2                                       |
| 役員<br>保有状況             | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 8個<br>目的となる株式数 32,000株<br>保有者数 1名    | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 12,000株<br>保有者数 3名  |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1名   | -                                          |
| 新株予約権の名称               |                   | 第5回新株予約権                                     | 第6回新株予約権                                   |
| 発行決議日                  |                   | 2020年5月15日                                   | 2020年5月15日                                 |
| 新株予約権の数                |                   | 130個                                         | 25個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 130,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)          | 普通株式 25,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり<br>2,170円                         | -                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | (注)3                                         | 新株予約権1個当たり<br>604,000円<br>(1株当たり604円)      |
| 権利行使期間                 |                   | 2023年5月16日から<br>2030年5月15日まで                 | 2023年5月16日から<br>2030年5月15日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注)4                                         | (注)5                                       |
| 役員<br>保有状況             | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 120個<br>目的となる株式数 120,000株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1名   | -                                          |

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役職員及び業務委託先(ただし、当社取締役会の決議にて認められた委託先に限る。)その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることといたします。ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が、当社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできません。
- (3) 新株予約権者に法令又は当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできません。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできません。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできません。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (7) 2017年11月15日開催の取締役会決議により、2017年12月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (8) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2018年12月期乃至2022年12月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書上の売上高が15,000百万円を超過し、かつ営業利益が2,700百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2) 上記(1)の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものといたします。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株

式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (8) 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (9) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注)3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり権利行使価額 604,000円 (1株当たり604円)

但し、本新株予約権の発行後、剰余金の配当を実施した場合には、その都度、次に定める算式をもって行使価額を調整します。

調整後行使価額＝調整前行使価額×(時価－配当額)÷時価

(注)4 新株予約権の行使の条件

- (1) 行使期間の初日から末日までのある暦月において、各取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日を除く。）が一度でも当該時点における本新株予約権の行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
  - (イ) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (ロ) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (ハ) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (二) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為を行った場合
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。

(注)5 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任及び定年退職によりいずれの地位にも該当しなくなった場合については、その地位に該当しなくなった時点から2年を経過した日または行使期間の末日のいずれか早く到来する日において、新株予約権者は、未行使の本新株予約権全部を放棄するものとします。また、その他の理由に基づき当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合について、新株予約権を行使する権利を保持することに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)に限りこれを行使することができます。共同相続の場合は、共同相続人全員の協議によって定める代表者1名によって、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)においてこれを行使することができるものとします。なお、その相続人が死亡した場合、本新株予約権の再度の相続はできないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (6) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態(2021年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                 |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 岩野達志  | ロードスターファンディング(株)<br>代表取締役社長<br>ロードスターインベストメンツ(株)取締役          |
| 取締役      | 久保直之  | 当社営業本部長<br>ロードスターファンディング(株)取締役<br>ソラリオ(株)代表取締役               |
| 取締役      | 成田洋   | ロードスターインベストメンツ(株)<br>代表取締役社長                                 |
| 取締役      | 川畑拓也  | 当社管理本部長及び財務経理本部長<br>ロードスターインベストメンツ(株)取締役<br>リバーフィールド(株)代表取締役 |
| 取締役      | 和波英雄  |                                                              |
| 取締役      | 大西純   | 大西東京法律不動産鑑定事務所所長                                             |
| 取締役      | 船木真由美 | (株)シブド代表取締役                                                  |
| 常勤監査役    | 田中宏   | ロードスターインベストメンツ(株)監査役                                         |
| 監査役      | 有泉毅   |                                                              |
| 監査役      | 上埜喜章  | (株)ビザスク社外監査役                                                 |

- (注)1. 取締役和波英雄氏、取締役大西純氏及び取締役船木真由美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役有泉毅氏及び監査役上埜喜章氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上埜喜章氏は、公認会計士試験に合格し、監査法人及び金融機関に勤務しておりましたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役和波英雄氏、取締役大西純氏、取締役船木真由美氏、監査役有泉毅氏及び監査役上埜喜章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

| 氏名     | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|--------|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 貝塚 浩 康 | 2021年9月30日 | 辞任   | ロードスターキャピタル(株)<br>取締役<br>ロードスターインベストメンツ(株)<br>代表取締役<br>Beizhong&Company(株)代表取締役 |



(参考) 取締役の専門性と経験(スキル・マトリックス)

|                             | 企業経営 | 不動産<br>ビジネス | ITデジタル<br>(不動産<br>テック) | 国際<br>ビジネス | ESG・SDGs | 法務/<br>コンプライ<br>アンス | 財務/会計/<br>税務 |
|-----------------------------|------|-------------|------------------------|------------|----------|---------------------|--------------|
| 岩野達志<br>(男性/48歳)            | ●    | ●           | ●                      | ●          |          |                     |              |
| 久保直之<br>(男性/48歳)            | ●    | ●           | ●                      | ●          |          |                     |              |
| 成田洋<br>(男性/38歳)             | ●    | ●           | ●                      | ●          |          | ●                   |              |
| 川畑拓也<br>(男性/38歳)            | ●    | ●           |                        |            | ●        |                     | ●            |
| 和波英雄<br>(独立社外)<br>(男性/69歳)  |      |             |                        | ●          |          |                     | ●            |
| 大西純<br>(独立社外)<br>(男性/48歳)   |      | ●           |                        |            |          | ●                   |              |
| 船木真由美<br>(独立社外)<br>(女性/43歳) | ●    |             |                        |            | ●        |                     |              |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役和波英雄氏、社外取締役大西純氏、社外取締役船木真由美氏、社外監査役有泉毅氏及び社外監査役上埜喜章氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が会社の行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、犯罪行為や意図的な違法行為を行った場合の損害等は対象外とし、職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は次のとおりです。

イ. (a) 業績連動報酬等：なし

(b) 非金銭報酬等：なし

(注)本株主総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合は、以下のとおり改定する旨、2022年2月22日開催の取締役会にて決議しております。

「当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限株式を付与する。当社と取締役との間で締結する譲渡制限付株式に係る割当契約書の定めに基づき、譲渡制限未解除の株式は会社が無償で取得する。個人別の割当株式数は、原則として指名・報酬委員会における審議及び答申を踏まえ、各取締役の貢献度、会社の業績、将来における貢献の期待等を総合的に勘案し、取締役会にて決定する。なお、全ての取締役の割当上限数及び金額の合計上限額は60千株以内及び100百万円未満の範囲内とする。」

(c) その他の報酬の額または算定方法：個人別の取締役の報酬は、原則として指名・報酬委員会における審議及び答申を踏まえ、各取締役の貢献度、会社の業績、将来における貢献の期待等を

総合的に勘案し、取締役会にて決定する。なお、全ての取締役の報酬の合計額は第7回定時株主総会（2019年3月28日）にて可決された報酬総額（金銭報酬として年額100百万円に前事業年度における連結税金等調整前当期純利益の5パーセント相当額を加算した金額）の範囲内とする。

(d) (a)～(c)の割合：全て(c)であることを確認する。

(注)本株主総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合は、以下のとおり改定する旨、2022年2月22日開催の取締役会にて決議しております。

「原則として指名・報酬委員会における審議及び答申を踏まえ、各取締役の貢献度、会社の業績、将来における貢献の期待等を総合的に勘案し、取締役会にて決定する。」

ロ. 報酬等を与える時期・条件に関する方針：在任中に定期的(月次)に支払うものとする。

(注)本株主総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合は、以下のとおり改定する旨、2022年2月22日開催の取締役会にて決議しております。

「イ. (b) 年一回の付与

イ. (c) 在任中に定期的(月次)に支払う」

ハ. 報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法：原則として指名・報酬委員会における審議及び答申を踏まえ、取締役会にて決議を行い、特に委任はしないものとする。

ニ. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項：なし

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |            |     | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|-----|-----------------------|
|                  |                 | 固定報酬            | 業績連動<br>報酬 | その他 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 144<br>(11)     | 144<br>(11)     | -          | -   | 8<br>(3)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 17<br>(6)       | 17<br>(6)       | -          | -   | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 161<br>(17)     | 161<br>(17)     | -          | -   | 11<br>(5)             |

(注)1. 上表には、当事業年度中に辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役8名の報酬の合計額は第7回定時株主総会(2019年3月28日)にて可決された報酬総額(金銭報酬として年額100百万円に前事業年度における連結税金等調整前当期純利益の5パーセント相当額を加算した金額(うち社外取締役分20百万円以内))の範囲内とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち社外取締役は2名)です。

3. 当社及び監査役会は、監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。監査役3名の報酬等の内容は2017年6月15日開催の臨時株主総会にて年額30百万円以内の金銭報酬と定められており、監査役の報酬は当該範囲内の定額報酬として、監査役会における協議を経て常勤監査役に一任され決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外監査役は2名)です。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の兼職状況

| 区分  | 氏名      | 兼職先及び兼職内容        | 兼職先と当社との関係   |
|-----|---------|------------------|--------------|
| 取締役 | 大西 純    | 大西東京法律不動産鑑定事務所所長 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 船木真由美   | (株)シブード代表取締役     | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 上 埜 喜 章 | (株)ビザスク社外監査役     | 特別の関係はありません。 |

b. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 出席状況及び発言状況                                                                                     |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 和波 英雄   | 当事業年度開催の取締役会には、24回中24回出席し、主に国税庁で培った会計と税務の知見から、適宜発言を行っております。                                    |
| 取締役 | 大西 純    | 当事業年度開催の取締役会には、24回中24回出席し、弁護士及び不動産鑑定士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                                 |
| 取締役 | 船木 真由美  | 2021年3月25日就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、企業コミュニケーションに関する専門的な知見及び会社経営経験の観点から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 有泉 毅    | 当事業年度開催の取締役会24回中24回、監査役会14回中14回出席し、長年のビジネス経験及び会社経営経験の観点から、適宜発言を行っております。                        |
| 監査役 | 上 埜 喜 章 | 当事業年度開催の取締役会24回中24回、監査役会14回中14回出席し、監査法人及び金融機関で培った経験から、適宜発言を行っております。                            |

c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役3名は、上記のとおり、取締役会へ出席して発言するほか、監査役会への出席を通じて、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

また、取締役会の機能を補完するために、委員の過半数が独立社外取締役に構成される指名・報酬委員会を設置し、取締役の選任・報酬の決定に係る諮問を通じて、経営の公正性・透明性を確保しております。これらの委員会等に参加し、それぞれの豊富な経験と専門知識を生かして発言を行うことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するための機能、役割を発揮しております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

|                                         | 報酬等の額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 22百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 22    |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当該方針の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
  - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。
  
- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部署の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施いたします。
  
- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催その他、必要に応じて随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
  - b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。
  
- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社においては取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外役員(社外取締役又は社外監査役)を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保しております。
  - b. 内部監査室を設置し、当社及び子会社も含めた当社グループ全体に対して法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及

- び改善策の提案等を行っております。
- ⑤ 当社の子会社の取締役、従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の子会社の取締役として当社の取締役を兼任させることで職務執行の状況について随時把握するとともに、当社の取締役会で子会社の職務執行の状況について当該取締役が報告を行っております。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置しております。
- ⑦ 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
  - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑨ 当社グループにおいて、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役及び社外監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
  - b. 当社グループにおいて、役員及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに当社の監査役に報告するものとしております。



- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利な取り扱いを行ってはならないものとしております。
  - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
  
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - a. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有しております。
  - b. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なものでないことを証明した場合を除き、当社より速やかに支払うものとしております。
  
- ⑫ 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、取締役会での業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとしております。
  - b. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとしております。
  
- ⑬ 反社会的勢力を排除するための体制  
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては外部弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査室を中心に継続的に監査を実施しており、代表取締役にその内容を報告しております。また、監査の結果判明した問題点については、是正措置を講じ、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

なお、当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、配当性向15%を目安として、配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

内部留保につきましては、クラウドファンディング事業の拡大のためのマーケティング費用、コーポレートファンディング事業における投資資金、人材採用および管理システムの強化など経営基盤の強化・拡充に役立てることとし、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-----------|--------|-------------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)            |        |
| 流動資産      | 56,744 | 流動負債              | 5,953  |
| 現金及び預金    | 7,926  | 短期借入金             | 216    |
| 営業貸付金     | 6,270  | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 1,541  |
| 販売用不動産    | 42,023 | 未払法人税等            | 1,009  |
| その他       | 523    | 預り金               | 2,757  |
| 固定資産      | 239    | その他               | 427    |
| 有形固定資産    | 41     | 固定負債              | 40,182 |
| 建物        | 37     | 長期借入金             | 31,584 |
| 工具、器具及び備品 | 3      | 匿名組合出資預り金         | 6,959  |
| その他       | 0      | その他               | 1,638  |
| 無形固定資産    | 4      | 負債合計              | 46,136 |
| ソフトウェア    | 4      | (純資産の部)           |        |
| 投資その他の資産  | 194    | 株主資本              | 10,784 |
| 投資有価証券    | 31     | 資本金               | 1,402  |
| 繰延税金資産    | 109    | 資本剰余金             | 1,392  |
| その他       | 53     | 利益剰余金             | 10,477 |
| 資産合計      | 56,983 | 自己株式              | △2,488 |
|           |        | 新株予約権             | 63     |
|           |        | 純資産合計             | 10,847 |
|           |        | 負債純資産合計           | 56,983 |

## 連結損益計算書

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 17,920 |
| 売上原価            |       | 10,964 |
| 売上総利益           |       | 6,956  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 1,337  |
| 営業利益            |       | 5,618  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取配当金           | 0     |        |
| 匿名組合投資利益        | 0     |        |
| デリバティブ評価益       | 28    |        |
| 為替差益            | 19    |        |
| その他             | 8     | 57     |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 316   |        |
| 支払手数料           | 29    |        |
| その他             | 2     | 348    |
| 経常利益            |       | 5,327  |
| 匿名組合損益分配前       |       | 5,327  |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 295    |
| 匿名組合損益分配額       |       | 5,031  |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 5,031  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,579 |        |
| 法人税等調整額         | △13   | 1,565  |
| 当期純利益           |       | 3,465  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | -      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 3,465  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本 |       |        |        |             |
|----------------------------------|---------|-------|--------|--------|-------------|
|                                  | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                      | 1,402   | 1,392 | 7,414  | △2,515 | 7,693       |
| 当連結会計年度変動額                       |         |       |        |        |             |
| 剰余金の配当                           | -       | -     | △401   | -      | △401        |
| 自己株式の処分                          | -       | -     | △1     | 27     | 25          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              | -       | -     | 3,465  | -      | 3,465       |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) | -       | -     | -      | -      | -           |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | -       | -     | 3,062  | 27     | 3,090       |
| 当連結会計年度末残高                       | 1,402   | 1,392 | 10,477 | △2,488 | 10,784      |

|                                  | 新株予約権 | 純資産合計  |
|----------------------------------|-------|--------|
| 当連結会計年度期首残高                      | 27    | 7,721  |
| 当連結会計年度変動額                       |       |        |
| 剰余金の配当                           | -     | △401   |
| 自己株式の処分                          | -     | 25     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              | -     | 3,465  |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) | 35    | 35     |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | 35    | 3,126  |
| 当連結会計年度末残高                       | 63    | 10,847 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称  
ロードスターファンディング株式会社  
ロードスターインベストメンツ株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

###### ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

###### ハ. たな卸資産

###### 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。なお、賃貸中の販売用不動産については有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年から8年であります。

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当社の資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                | 当連結会計年度   |
|----------------|-----------|
| 販売用不動産         | 42,023百万円 |
| たな卸資産評価損(売上原価) | —         |

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

正味売却価額が帳簿価額より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、帳簿価額との差額をたな卸資産の評価損として認識しております。

当社グループは、鑑定評価額等に、当社グループにおいて想定した賃料及び期待利回り等に基づく将来の需要の変化等を考慮して正味売却価額を見積っております。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により景気の先行きは不透明な状況ですが、当社グループ主力市場である東京における不動産価格への影響は限定的であり、当連結会計年度末で入手可能な外部情報に基づく不動産市況が将来においても継続すると仮定して、たな卸資産の評価の見積りを行っております。なお、本連結会計年度においてたな卸資産評価損の計上はありません

でした。

将来において不動産市場における需要の変化等、仮定の変化に伴い正味売却価額が低下した場合には、たな卸資産評価損を計上する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産 42,009百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 1,541百万円

長期借入金 31,284百万円

計 32,826百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,444,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|--------|----------|-----------------|----------------|
| 2021年<br>3月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 401百万円 | 24.5円    | 2020年<br>12月31日 | 2021年<br>3月26日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------|--------|----------|-----------------|----------------|
| 2022年<br>3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 525百万円 | 32.0円    | 2021年<br>12月31日 | 2022年<br>3月31日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 208,000株



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建債権については、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式及び匿名組合出資金であるため市場価格変動リスクはありませんが、発行体の信用リスクに晒されております。

匿名組合出資預り金及び預り金の一部はクラウドファンディング事業において投資家が出資した金銭等であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産投資物件の取得のための調達を目的としたものであり、最終返済期日は、決算日後で最長40年後であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、顧客ごとの期日管理、残高管理及び担保となる不動産に根抵当権を設定することによりリスク低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

##### ハ. 金融負債に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

借入金については担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、分別管理や手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、預り金のうち投資家が出資した金銭については、分別管理や手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|           | 連結貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1)   | 差 額  |
|-----------|----------------|----------|------|
| 現金及び預金    | 7,926百万円       | 7,926百万円 | -百万円 |
| 営業貸付金     | 6,270          | 6,268    | △1   |
| 預り金       | (2,757)        | (2,757)  | -    |
| 長期借入金(*2) | (33,126)       | (33,125) | △0   |
| デリバティブ取引  | (58)           | (58)     | -    |

(\*1) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目(「デリバティブ取引」)については、( )で表示しております。

(\*2) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

営業貸付金

当社では、営業貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

預り金

預り金のうち、投資家が出資した金銭については、投資家からの要求により随時投資家への返金が可能であり、その支払額は帳簿価額と一致していることから、当該帳簿価額によっております。その他の預り金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
金利関連

(単位：百万円)

| 区分        | 取引の種類                 | 契約額   | 契約額等のうち1年超 | 時価  |
|-----------|-----------------------|-------|------------|-----|
| 市場取引以外の取引 | 金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 6,000 | 6,000      | △58 |

(注) 時価の算定方法：取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

- ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
(単位：百万円)

| 区分             | 連結貸借対照表計上額<br>(2021年12月31日) |
|----------------|-----------------------------|
| 投資有価証券(非上場株式等) | 31                          |
| 匿名組合出資預り金      | 6,959                       |

(注) 投資有価証券及び匿名組合出資預り金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 656円46銭  
(2) 1株当たり当期純利益 211円50銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は2022年1月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について、下記のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

割安と考える水準で推移している当社の株価動向と当社の財務状況等を総合的に勘案し、株主還元の実と資本効率の更なる向上を図るために自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得する株式の種類 当社普通株式  
② 取得する株式の総数 1,500,000株 (上限)  
③ 株式の取得価額の総額 1,500,000,000円 (上限)  
④ 取得期間 2022年1月24日から2022年4月30日  
⑤ 取得方法 東京証券取引所における市場買付け  
なお、本件は証券会社による取引一任勘定取引契約に基づき行います。

- (3) 2022年1月31日現在における取得状況
- ① 取得した株式の種類 当社普通株式
  - ② 取得した株式の総数 141,300株
  - ③ 株式の取得価額の総額 197,443,300円

## 9. その他の注記

### 企業結合関係

共通支配下の取引等

当社アセットマネジメント事業及びクラウドファンディング事業の吸収分割

#### (1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容  
アセットマネジメント事業  
投資用不動産を投資家に代行して管理・運用する業務  
  
クラウドファンディング事業  
不動産特化型クラウドファンディング「OwnersBook」の運営業務
- ② 企業結合日  
2021年8月1日
- ③ 企業結合の法的形式  
当社を吸収分割会社とし、ロードスターインベストメンツ株式会社（当社100%出資の連結子会社）を吸収分割承継会社とする吸収分割方式
- ④ 結合後企業の名称  
ロードスターインベストメンツ株式会社
- ⑤ その他取引の概要に関する事項  
クラウドファンディング事業及びアセットマネジメント事業の強化、ならびにコンプライアンス体制の強化を図ることを目的としております。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-----------|--------|-------------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)            |        |
| 流動資産      | 46,335 | 流動負債              | 3,134  |
| 現金及び預金    | 3,775  | 短期借入金             | 216    |
| 販売用不動産    | 42,023 | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 1,541  |
| 前払費用      | 50     | 未払金               | 75     |
| 前渡金       | 152    | 未払法人税等            | 111    |
| その他       | 332    | 前受金               | 924    |
| 固定資産      | 355    | 預り金               | 204    |
| 有形固定資産    | 41     | その他               | 58     |
| 建物        | 37     | 固定負債              | 33,223 |
| 工具、器具及び備品 | 3      | 長期借入金             | 31,584 |
| その他       | 0      | その他               | 1,638  |
| 投資その他の資産  | 314    | 負債合計              | 36,357 |
| 投資有価証券    | 31     | (純資産の部)           |        |
| 関係会社株式    | 130    | 株主資本              | 10,269 |
| 繰延税金資産    | 101    | 資本金               | 1,402  |
| 出資金       | 10     | 資本剰余金             | 1,392  |
| その他       | 41     | 資本準備金             | 1,392  |
| 資産合計      | 46,691 | 利益剰余金             | 9,963  |
|           |        | その他利益剰余金          | 9,963  |
|           |        | 繰越利益剰余金           | 9,963  |
|           |        | 自己株式              | △2,488 |
|           |        | 新株予約権             | 63     |
|           |        | 純資産合計             | 10,333 |
|           |        | 負債純資産合計           | 46,691 |

## 損 益 計 算 書

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 17,258 |
| 売 上 原 価                 |       | 10,964 |
| 売 上 総 利 益               |       | 6,294  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 1,214  |
| 営 業 利 益                 |       | 5,079  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 配 当 金               | 0     |        |
| 匿 名 組 合 投 資 利 益         | 0     |        |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益       | 28    |        |
| 原 状 回 復 費 戻 入 益         | 5     |        |
| そ の 他                   | 3     | 38     |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 317   |        |
| 支 払 手 数 料               | 29    |        |
| そ の 他                   | 1     | 348    |
| 経 常 利 益                 |       | 4,769  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 4,769  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,481 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △5    | 1,475  |
| 当 期 純 利 益               |       | 3,294  |

## 株主資本等変動計算書

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |             |                             |             |         | 株主資本計  |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金                   |             | 自 己 株 式 |        |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |        |
| 当 期 首 残 高               | 1,402   | 1,392     | 1,392       | 7,187                       | 7,187       | △2,515  | 7,466  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |             |                             |             |         |        |
| 剰余金の配当                  | —       | —         | —           | △401                        | △401        | —       | △401   |
| 自己株式の処分                 | —       | —         | —           | △1                          | △1          | 27      | 25     |
| 会社分割による減少               | —       | —         | —           | △115                        | △115        | —       | △115   |
| 当 期 純 利 益               | —       | —         | —           | 3,294                       | 3,294       | —       | 3,294  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純額) | —       | —         | —           | —                           | —           | —       | —      |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | —           | 2,775                       | 2,775       | 27      | 2,803  |
| 当 期 末 残 高               | 1,402   | 1,392     | 1,392       | 9,963                       | 9,963       | △2,488  | 10,269 |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|-------|--------|
| 当 期 首 残 高               | 27    | 7,494  |
| 当 期 変 動 額               |       |        |
| 剰余金の配当                  | —     | △401   |
| 自己株式の処分                 | —     | 25     |
| 会社分割による減少               | —     | △115   |
| 当 期 純 利 益               | —     | 3,294  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純額) | 35    | 35     |
| 当期変動額合計                 | 35    | 2,839  |
| 当 期 末 残 高               | 63    | 10,333 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

##### デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。なお、賃貸中の販売用不動産については有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年から8年であります。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。



(6) その他計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当社の資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しておりません。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                | 当事業年度     |
|----------------|-----------|
| 販売用不動産         | 42,023百万円 |
| たな卸資産評価損(売上原価) | —         |

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」の(2)に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産 42,009百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 1,541百万円

長期借入金 31,284百万円

計 32,826百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分したものを除く)

短期金銭債権 41百万円

5. 損益計算書に関する注記  
 関係会社との取引高  
 営業取引以外の取引高 0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記  
 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
 普通株式 5,016,130株

7. 税効果会計に関する注記  
 繰延税金資産の発生に主な原因別の内訳

|          |        |
|----------|--------|
| 未払事業税    | 46百万円  |
| 未払金      | 3百万円   |
| 支払手数料    | 43百万円  |
| 減価償却超過額  | 4百万円   |
| 資産除去債務   | 3百万円   |
| 繰延税金資産合計 | 101百万円 |

8. 関連当事者との取引に関する注記  
 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会 社 等 の 名 称                  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関 係  | 取 引 内 容    | 取 引 金 額<br>(百万円) | 科 目 | 期 末<br>残 高<br>(百万円) |
|-------|------------------------------|--------------------|-----------------|------------|------------------|-----|---------------------|
| 子 会 社 | ロードスター<br>ファンディング<br>株 式 会 社 | 所有<br>直接 100.0%    | 資金貸借取引<br>役員の兼任 | 貸付金の回<br>取 | 100              | -   | -                   |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 一般の取引条件と同等に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記  
 (1) 1株当たり純資産額 625円14銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 201円04銭

10. 重要な後発事象に関する注記  
 自己株式の取得  
 当社は2022年1月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。  
 詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

11. その他の注記  
 企業結合関係  
 連結注記表の「9. その他の注記」の企業結合関係に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

ロードスターキャピタル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤井 淳一 |
|--------------------|-------|-------|

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田 裕 |
|--------------------|-------|------|

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロードスターキャピタル株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロードスターキャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

ロードスターキャピタル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤井淳一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田裕  |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロードスターキャピタル株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

2022年1月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。当該事象は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2022年2月15日

ロードスターキャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 宏 ㊟

社外監査役 有 泉 毅 ㊟

社外監査役 上 埜 喜 章 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第10期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金32円00銭といたしたく存じます。  
なお、この場合の配当総額は525,691,840円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月31日といたしたく存じます。
- ④ 配当支払開始日  
2022年3月31日といたしたく存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                             | 変更案         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br/>第15条 当社は、株主総会の招集に<br/>関し、株主総会参考書類、<br/>事業報告、計算書類及び連<br/>結計算書類に記載又は表示<br/>をすべき事項に係る情報<br/>を、法務省令に定めるとこ<br/>ろに従いインターネットを<br/>利用する方法で開示するこ<br/>とにより、株主に対して提<br/>供したものとみなすことが<br/>できる。</p> | <p>（削除）</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p data-bbox="834 533 1034 562"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="802 568 1209 741">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="802 748 1209 954">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                                                                                                                    |
| (新設) | <p data-bbox="834 1003 911 1032"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="802 1039 1209 1384">1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="802 1391 1209 1563">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="802 1570 1209 1704">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 再任<br>いわの たつし<br>岩野達志<br>(1973年5月23日) | 1996年4月 ㈱日本不動産研究所入社<br>2000年4月 ゴールドマン・サックス・リアルテ<br>ィ・ジャパン(㈱)入社<br>2004年8月 ロックポイント・マネジメント・ジャ<br>パンLLC入社<br>2012年3月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)<br>2014年5月 ロードスターファンディング㈱ 代表<br>取締役社長就任(現任)<br>2019年8月 ロードスターインベストメンツ㈱ 取<br>締役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ロードスターファンディング㈱ 代表取締役社長<br>ロードスターインベストメンツ㈱ 取締役      | 3,360,000株     |
| 2         | 再任<br>わなみ ひで お<br>和波英雄<br>(1952年5月8日) | 1980年4月 東京国税局入局<br>2005年7月 国税庁税務大学校教授就任<br>2007年7月 東京国税局調査一部特別国税調査官就<br>任<br>2008年8月 税理士登録<br>2008年9月 グラントソントン太陽ASG税理士法<br>人(現太陽グラントソントン税理士法<br>人)常任顧問就任<br>2009年7月 税理士法人プライスウォーターハウス・ス<br>(現<br>PwC税理士法人)入社<br>2014年4月 アリックスパートナーズ・アジア・エ<br>ルエルシー入社<br>2015年1月 同社常任顧問就任<br>2018年3月 当社社外取締役就任(現任) | -              |

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は2021年12月31日現在のものです。
  3. 和波英雄氏は、社外取締役候補者であります。
  4. (1) 岩野達志氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりです。同氏は当社の創業期より当社の経営を指揮し、当社の成長を主導してまいりました。当社のさらなる発展のために、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 和波英雄氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、次のとおりです。同氏は国税局の要職を歴任し、また、国税庁税務大学校教授及び税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、税務監査に関する高い見識を有しております。同氏に企業経営の経験はないものの、顧問の立場から企業経営を支援してきており、その豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会における公平公正かつ有益な発言および経営の監督機能を期待し、取締役会において公平公正に有益な発言をしております。これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向け、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  5. 和波英雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  6. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、和波英雄氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が可決された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。
  7. 当社は、和波英雄氏を関東証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が可決された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
  8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており(2022年9月更新予定)、当該保険により役員等が当社の業務に関連して生じさせてしまった法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。保険料については全額当社が負担しており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

**第4号議案** 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第7回定時株主総会(2019年3月28日)にて報酬総額(金銭報酬として年額100百万円に前事業年度における連結税金等調整前当期純利益の5パーセント相当額を加算した金額)の範囲内とすることをご承認頂いておりますが、今般、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたく、ご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は同じく4名となります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円未満とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、原則として、指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年60千株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は、株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約に基づき当社の普通株式の割当てを受けた日から当社の取締役会が予め定める地位に該当しなくなる(以下「非該当事由」という。)日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、

担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

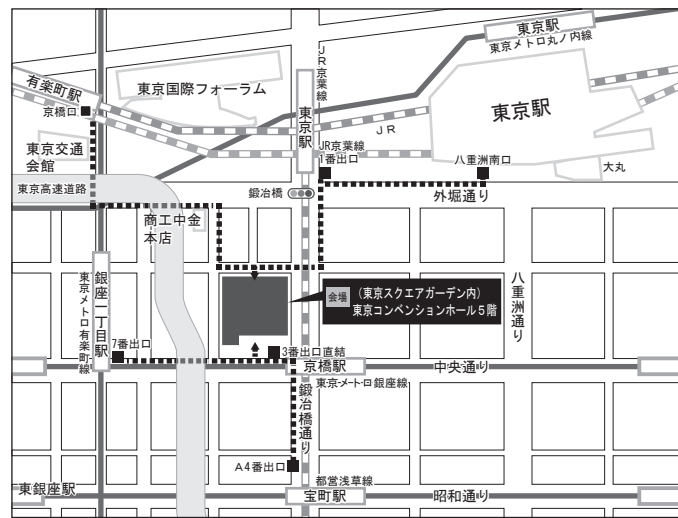
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に非該当事由に該当した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して非該当事由に該当しなかったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に非該当事由に該当した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会で定める。

なお、当社は2022年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針及び本議案が承認された場合の当該基本方針の改定内容を定めておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針(上記改定後のもの)に沿うものであると考えております。また、上記のとおり、本割当株式の価値を割当てに係る取締役会決議の日の前営業日時点の時価で評価した金額は、上記年額の範囲内とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

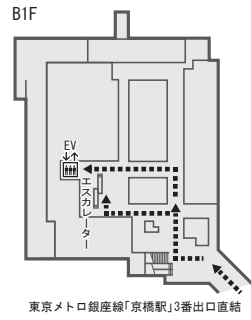
以上

## 株主総会会場ご案内図

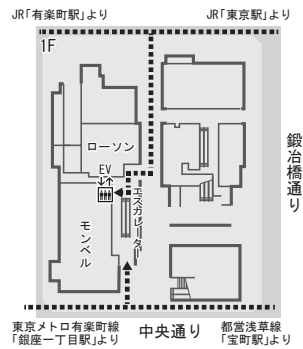
会場：東京都中央区京橋三丁目1番1号  
 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール  
 TEL 03-5542-1995



■入口詳細図



東京メトロ銀座線「京橋駅」3番出口直結



東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」より 中央通り 都営浅草線「宝町駅」より

交通 JR 東京駅 八重洲南口より 徒歩約5分  
 東京メトロ銀座線京橋駅 3番出口直結